

日本赤十字社滋賀県支部と 「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結！



京都銀行（頭取 安井 幹也）は、本日（2024年1月31日（水））、日本赤十字社滋賀県支部と「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

本協定の締結により、当行は同支部と連携し、遺贈または相続財産の寄付等を希望されるお客さまの社会貢献に対する思いに応えてまいります。

当行では、今後もお客さまの課題解決や多様化するニーズにお応えできるよう、お客さまのライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

記

1. 協定内容

- （1）日本赤十字社滋賀県支部は、同支部へ遺贈または相続財産の寄付を希望される方に対して、相談先として当行を紹介します。
- （2）当行は、ご紹介いただいた方に対し、諸手続きの案内等を行います。また、社会貢献を目的に遺贈・寄付を検討されているお客さまに対し、日本赤十字社滋賀県支部を紹介いたします。

2. 締結日

2024年1月31日（水）

<ご参考>日本赤十字社滋賀県支部について

所在地	滋賀県大津市京町四丁目3番38号 JAビル滋賀1F
支部長	三日月 大造
事業内容	国内災害救護、国際活動、医療事業、血液事業、青少年赤十字、赤十字ボランティア、救急法等の講習、社会福祉、看護師等の教育

以上

京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践であるSDGs達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースにSDGsの目標のアイコンを明示しております。

